

＜ケアミーティングについて＞

『結果を待たずに介護保険サービスを利用する場合、
ケアミーティング（事前協議）を必要とします。』

*対象者

新規認定申請者（ただし、要支援者の要介護認定申請を除く）で、住宅改修及び福祉用具購入を除く介護サービスを認定前に利用される方

*担当介護支援専門員の提出物 ※ケアミーティングでの提出が困難な場合は、個別にご相談ください。

①利用者基本情報

ただし、居宅介護支援事業所が作成する場合は介護用フェイスシートで可

②介護予防アセスメント(市所定の様式)

ただし、要介護プランは事業所所定のアセスメントシートで可とする。また、居宅介護支援事業所が平成 26 年 12 月末までの間に作成する要支援プランは基本チェックリストで可とする。

③暫定の居宅介護支援計画(案)又は暫定の介護予防支援計画(案)

④介護認定前にサービスが必要な理由書（市所定の様式） ※1 ページのみ記入してください。

*ケアミーティング

①メンバー 担当介護支援専門員
介護・高齢福祉課職員 1 人(2 人以上が望ましい)
中央地域包括支援センター職員 1 人
担当地域包括支援センター職員

②流れ ・担当介護支援専門員は、担当地域包括支援センターに一報を入れ、上記メンバーに対し、ケアミーティングの日程調整を行う。
・担当介護支援専門員は、提出書類を用意し、担当地域包括支援センターと共に介護・高齢福祉課の窓口において、早急にサービスが必要な理由について説明する。
・介護・高齢福祉課は、承諾する場合、理由書の確認欄に押印する。
※ケアミーティングの結果、暫定プランの変更を求めることがあります。

*ケアミーティング後の流れ（承諾の場合）

①サービス担当者会議を実施し、介護保険サービスを開始する。
②認定審査の結果が要支援の場合、地域生活応援会議を実施する。※1

*夜間・休日の場合の流れ

①担当介護支援専門員から、介護・高齢福祉課もしくは中央地域包括支援センター※2に利用者の状態像と介護保険サービスの内容、前倒しで利用する理由等について一報を入れる。
②暫定プランにてサービス担当者会議を実施し、サービスを開始する。
③市役所翌営業日にケアミーティングを実施する。

※1 ただし、平成 26 年 12 月 31 日までの認定日、かつ、居宅介護支援事業所が介護予防支援計画を作成する場合、地域生活応援会議は行わないものとする。

※2 連絡先 24-1279(市役所警備員室)